

火薬類取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第四十一号

火薬類取締法施行細則等の一部を改正する規則

(火薬類取締法施行細則等の一部改正)

**第一条** 次に掲げる規則の規定中「ロ」を「イ」に改める。

- 一 火薬類取締法施行細則(昭和三十六年七月奈良県規則第三十三号)第十四号様式
  - 二 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年十一月奈良県規則第二十五号)第一号様式から第十六号様式まで
  - 三 奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則(平成二十年三月奈良県規則第九十八号)第一号様式から第四号様式まで
  - 四 奈良県生活環境保全条例施行規則(平成九年三月奈良県規則第四十一号)別表第一の1の表及び第一号様式から第八号様式まで
  - 五 奈良県立自然公園条例施行規則(昭和四十二年三月奈良県規則第四十九号)第一号様式(その一)から第三号様式まで
  - 六 奈良県砂防指定地等管理条例施行規則(平成十七年三月奈良県規則第四十五号)第一号様式から第七号様式まで、第九号様式及び第十号様式
  - 七 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成十八年三月奈良県規則第三十六号)第四号様式から第十号様式まで  
(奈良県個人情報保護条例施行規則及び奈良県情報公開条例施行規則の一部改正)
- 第二条** 次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
- 一 奈良県個人情報保護条例施行規則(平成十二年九月奈良県規則第二十一号)第五条及び別表
  - 二 奈良県情報公開条例施行規則(平成十三年三月奈良県規則第七十号)第六条及び別表

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。